

保証規約（タイプ A）

本保証規約（以下、「本規約」といいます。）は、Fairy Devices 株式会社（以下、「当社」といいます。）がお客様に提供する対象製品の保証に関するご利用条件を規定するものです。当社は、本規約に基づいて、お客様に対して本保証を提供いたしますので、ご利用に先立ち、本規約の全文をお読みいただいた上で、内容についてご同意いただく必要があります。

第1条 （定義）

1. 「対象製品」とは、当社製品のうち開発機としてお客様に販売される製品のことをいいます。詳細は、以下の URL に掲載する当社製品とします。
URL : <https://mimi.fairydevices.jp/technology/device/thinklet/>
2. 「初期不良」とは、対象製品に電源が入らないなど、納品時に存在する対象製品の製造過程での不具合により、お客様の正常なご使用ができない状態をいいます。
3. 「自然故障」とは、対象製品の取扱説明書や対象製品本体の添付ラベルなどの注意書きに従ったお客様の正常なご使用状態のもとで、対象製品の瑕疵によって生じたハードウェア障害および OS 障害をいいます。
4. 「天災による事故」とは、破損事故、火災事故、爆発事故、落雷事故、ひょう災事故、風災事故、雪災事故、水害事故、地震、噴火、感染症または戦争・紛争に起因する事故などをいいます。
5. 「本保証」とは、「第3条 本保証の内容」に定める保証をいいます。

第2条 （本規約の適用および条件）

1. 本保証は、本規約の各条項を条件として、日本国内にお住まいのお客様を対象に提供される保証サービスです。
2. お客様による保証のお申込みに対しては、そのお申込み時点の本規約の条件が適用されるものとします。
3. 当社が運営するウェブサイト（理由の如何を問わず当社のウェブサイトのドメイン又は内容が変更された場合は、当該変更後のウェブサイトを含みます。）を意味します。以下同じ。）上で随時掲載する保証サービスに関するルール、諸規定等は本規約の一部を構成するものとします。
4. 本規約の内容と、当社のウェブサイト等の表示、当社の口頭による説明、当社のパンフレット等を含む本規約外における、本保証サービスの説明とが異なる場合は、本規約の規定が優先して適用されます。
5. 当社とお客様との間で別途書面を締結して本規約と異なる条件を定めた場合、当該書面にて定めた条件が本規約等に優先するものとします。
6. 当社のパートナーまたは外部事業者の条件として保証サービスの利用に関する別段の定めがある場合、当該別段の定めが本規約および前項の定め優先されるものとします。

第3条 （本保証の内容）

1. 当社は、本保証の保証期間中に、初期不良であった場合、および対象製品の取扱説明書等に従った、お客様の正常なご使用状態のもとで、対象製品に自然故障が発生した場合、対象製品と同等モデル以上の代替品に無償にて交換します。

2. 本保証の保証期間は、以下の通りです。
 - ・保証開始日
対象製品の納品書などに記載の納入日、または領収書などに記載の対象製品ご購入日
 - ・保証終了日
保証開始日から起算して、6ヶ月間
3. 代替品への交換回数の上限は、保証期間内に1回を限度とします。
4. 本保証の対象に該当するか否かの判断は、以下の内容をふまえて、合理的に決定されるものとします。
 - (1) お客様からの申告内容
 - (2) 当社または当社指定業者による対象製品の外観確認、故障診断結果等
5. いかなる場合であっても現金による給付はいたしません。
6. 代替品の初期状態以外へのセットアップは、本保証には含まれていません。

第4条 (本保証の対象外)

次のいずれかの事由による場合は、本保証の対象外となります。

- (1) 本体内への水の侵入による故障または損害
- (2) 使用上支障のない外観上のキズ、症状のでない不良など
- (3) お客様または第三者の不注意による事故（落下、常温の水以外の液体接触等を含みます。）または不適切な使用もしくは取扱いにより生じた故障または損害
- (4) 当社が定める対象製品の使用環境条件に反したことにより対象製品に生じた故障または損害
- (5) ウイルスやマルウェアなどの悪意のあるソフトウェアまたは当社製以外のソフトウェアに起因する故障または損害
- (6) 対象製品以外の機器の故障または損害
- (7) 対象製品以外の機器に起因する故障または損害
- (8) 対象製品の改造などによる故障または損害（対象製品に対するリバースエンジニアリングを含みます）
- (9) 対象製品の仕様またはソフトウェアの仕様に起因する修理不可能な故障または損害
- (10) 当社以外に修理を申し込まれた場合
- (11) 盗難、紛失、置き忘れ、詐欺、横領などによる故障または損害
- (12) 天災による事故に起因する場合
- (13) 対象製品の現物およびそのIMEIが確認できない場合
- (14) 戦争、外国による武力行使、暴動、テロ行為などによる故障または損害。
- (15) 核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射能、爆発性その他の有害物質による事故に起因する故障または損害
- (16) 差押え、徴発、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使に起因する故障または損害
- (17) お客様の故意または重過失に起因して生じた故障または損害

第5条 (本保証の利用方法)

1. 本保証をご利用になる場合、当社が別途定める本保証受付窓口までにお申し込みください。
2. 折り返しのご連絡は、概ね5営業日以内を目安としますが、混雑状況によってお時間を頂戴する場合があります。また、本保証の受付以外の内容につきましては、対応いたしかねます。
3. 前項のご連絡後、当社が別途定める送付先まで、着払いにて、速やかに対象製品をお送りください。
4. お送りいただいた対象製品の外観確認、故障診断等を実施いたします。また、故障内容に応じて、故障状況に関するヒアリングをお願いさせていただく場合があります。なお、故障診断の結果、本保証の対象外である場合、対象製品の発送、交換等によって発生する費用は別途お客様に全額ご負担いただく場合があります。

第6条 (本保証における注意事項)

1. 交換された対象製品は、当社に所有権が移転します。お客様にご返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。
2. 交換された対象製品に保存されたデータに起因する損害につきましては、いかなる場合も保証しません。また、対象製品に含まれるデータについて、データの破棄や代替品へのデータ復旧、転送などは行いません。
3. 本保証の対象にならない機器および当社レンタル以外の SIM カードなどは対象製品から取り外してください。これらが対象製品に接続または付加された状態で対象製品が当社に送付された場合、お客様はこれらに対するすべての権利を放棄したものといたします。
4. お客様ご自身が貼られたラベル類や、お客様により行われた塗装・刻印などについては、代替品への交換にあたる貼り替えなど元の状態への復旧はいたしかねます。あらかじめご了承ください。
5. 交換用部品のみ提供は一切いたしません。
6. 次にあげる費用は、本保証の保証期間中であってもお客様の負担となります。
 - (1) 本保証の対象外となる作業にかかる費用
 - (2) 通信料
 - (3) その他の消耗品
7. 対象製品の代替機の保有期間は当社にて定めております。代替品の保有期間が経過している対象製品については、保証サポートの提供をお断りする場合があります。

第7条 (再委託)

当社は、自己の費用と責任において、本保証の全部または一部を第三者に委託することができるものとします。

第8条 (個人情報)

お客様の個人情報は、別途定める当社のプライバシーポリシーに従い、適切に管理させていただきます。

第9条 (本保証の終了)

次の場合、本保証は、自動的に終了するものとします。

- (1) 本保証の保証期間を過ぎた場合
- (2) 対象製品が紛失、盗難などにより返却できなくなった場合や、火災などにより滅失した場合
- (3) お客様および第三者が対象製品の不当な改造をした場合（ソフトウェアを含みません。）
- (4) 保証対象の端末を第三者へ売却・譲渡・貸与などをした場合
- (5) 虚偽による保証適用の請求があった場合
- (6) 法令に違反または公序良俗に反する行為をした場合

第10条 （責任範囲）

1. 本保証は、本規約に従って対象製品の交換を実施するものであり、本規約に明示的に規定する場合を除き、対象製品の使用不能による損害の補償や本保証に起因する損害の賠償（逸失利益を含みます。）など本規約に定めのない給付は一切いたしません。
2. 当社は、当社による本保証の提供の中断、停止又は終了、その他本保証に関連してお客様が被った損害につき、賠償する責任を負わないものとします。
3. 前二項に関わらず、当社に帰責事由がある場合において、お客様が本保証の利用に関連して損害を被ったときは、当社はお客様が本保証の利用によりお客様が被った社会通念上、債務不履行または不法行為から通常発生するものと考えられる損害（いわゆる通常損害）に限定して賠償する責任を負い、賠償額はお客様に損害の事由が生じた対象製品の購入料金相当額を上限とします。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合は、法の定めに従って賠償する責任を負います。

第11条 （権利の譲渡制限等）

1. お客様は、本保証に定める地位もしくは権利を質入れまたは担保提供などの行為を行うことはできません。

第12条 （本規約の変更）

1. 当社は以下の場合に、当社の裁量により、本規約を変更できるものとします。
 - (1) 変更内容が、サービス名や表現の変更または誤字、脱字の修正等であり、本規約の内容に実質的に影響しないとき。
 - (2) 変更内容が、ユーザーの一般の利益に適合するとき。
 - (3) 変更内容が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 本規約を変更する場合、当社は、本規約変更の効力発生の相当期間前までに、当該変更の事実、変更後の本規約の内容およびその効力発生日を、当社ウェブサイト等への掲載その他当社が適当と判断する方法により、ユーザーに通知します。なお、前項第1号による変更の場合、変更後の本規約の内容を本規等の定めに従い通知した時点で変更後の本規約の効力が発生するものとします。

第13条 （合意管轄）

本保証に関し、お客様と当社との間に紛争が生じた場合、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

以上

改訂履歷

2024 年 1 月

初版